

自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第三項第四号に基づき政令で定める行為として、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第一百七条第一項に規定する貯留層の探査であつて、環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるものを追加すること。

（第六条関係）

第二 この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年八月五日）から施行する。

（附則関係）